|  |
| --- |
| **Ｓ０４．仮陸揚期間管理データ** |

１．業務概要

仮陸揚貨物の仮陸揚届出日が処理日に対応する基準日の１４日以前でかつ、搭載確認されていない貨物のＡＷＢ番号、仮陸揚届受理番号等の情報または、機移し貨物の機移届出日が処理日に対応する基準日の１４日以前でかつ、搭載確認されていない貨物のＡＷＢ番号、機移届受理番号等の情報を、仮陸揚届出または機移届出を行った航空会社と貨物を蔵置している航空会社の管理する保税蔵置場（ＲＶＡ等の「航空会社向貨物引渡し登録」業務を行う保税蔵置場を含む。）に出力する。

２．提供概要

（１）周期　　：旬次（毎月５日、１５日、２５日）

（２）出力先　：航空会社（ＲＶＡ等の「航空会社向貨物引渡し登録」業務を行う保税蔵置場を含む。）

（３）出力単位：利用者単位

（４）出力形態：配信

３．作成処理

（１）収集処理

以下の条件を全て満たすデータを収集する。

①輸入情報として登録された貨物であること。

②ＡＷＢであること。

③ＭＡＷＢとしてシステムに登録されていないこと。

④仮陸揚貨物または機移し貨物であること。

⑤突合されていること。

⑥搭載完了されていないこと。

⑦仮陸揚届出年月日または機移届出年月日≦基準日（注）－１４日であること。

（注）基準日は「４．特記事項」を参照。

（２）編集処理

（Ａ）システムに出力要として登録されている利用者の場合のみ出力する。

（Ｂ）ソート条件は以下の順とする。

①ＡＷＢ番号

②仮陸揚届受理番号または機移届受理番号

（Ｃ）データが存在しない場合は、「データ有無識別」に「０」を設定し、その旨を送付する。

（Ｄ）管理資料情報出力イメージは、「ＣＳＶ電文フォーマット」を参照。

（Ｅ）出力項目の詳細は、「出力項目表」を参照。

４．特記事項

処理日に対応する基準日は下表のように定める。

表１．基準日対応表

|  |  |
| --- | --- |
| 処理日 | 基準日 |
| ５日～１４日 | １５日 |
| １５日～２４日 | ２５日 |
| ２５日～翌月４日 | 翌月５日 |